

「和歌山県・市町村連携会議」

～地方分権の推進・三位一体の改革に対応した県・市町村間での連携～

(中間報告書)

平成17年11月

目 次

1	連携会議設立の趣旨	1
2	連携会議のこれまでの取り組み	1
3	各小委員会における検討状況		
	(1) 権限移譲小委員会	2
	(2) 税収確保小委員会	9
	(3) コスト縮減等小委員会	14

資料

(1)	規約	22
(2)	表彰規約	23
(3)	構成員名簿	24
(4)	開催経過	25

I 連携会議設立の趣旨

地方を取り巻く情勢は、国・地方を通じての厳しい財政状況、三位一体改革、地方分権、市町村合併等、激動の時代の中、非常に重要な局面を迎えております。

また、国と地方の関係は、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、両者が協力し、自律的な関係を構築しつつ、県・市町村の共通課題に両者が連携・協力して対処していくことが重要となっております。

このため、この趣旨に沿う様々なテーマについて、県・市町村の連携方策等を検討する会議を設置し、具体的に取り組んでいくこととします。

II 連携会議のこれまでの取り組み

会議は、平成17年1月17日の準備会を経て、2月1日に「和歌山県・市町村連携会議」として正式に発足し、市町村助役、市長会・町村会事務局長、県総務部長、振興局長をメンバーとする全体会議と、詳細な協議を行う小委員会で構成されています。

小委員会のテーマについては、市町村に対し意向調査を行い、要望の多かった「権限移譲」「税収確保」「コスト縮減」を協議する3つの小委員会を設置することとしました。

「権限移譲小委員会」は、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かい行政サービスを提供していくため、住民に身近な市町村の権限を充実し、自律性をたかめることにより地方分権を推進していくものです。

権限移譲小委員会では、「中核市グループ」、「一般市グループ」、「町村グループ」の三つのワーキンググループに分かれて、各グループにおけるステップアップパッケージの決定をはじめ、移譲にあたっての支援策などについて議論を行ったところ です。

「税収確保小委員会」は、厳しい財政状況、国からの税源移譲、全国でも低い徴収率を踏まえ、税収確保を図るための様々な方策に県と市町村が連携して取り組むものです。

税収確保小委員会では、平成17年3月1日に第1回税収確保小委員会を開催し、税収確保のための各連携策についての意見交換を行い、今後も県と市町村が連携し、事業の実施に向け検討していくことを確認しました。

また、「法第48条適用及び徴税吏員の相互併任に関する研究会」、「県・市町村の税収確保に向けた共同事業の実施に関する研究会」及び「滞納整理組合の設立に関する研究会」を設置し、それぞれの研究会において検討を行いました。

「コスト縮減等小委員会」は、県と市町村間又は各市町村間に共通する経費については、重複するもの等も多く、広域・共同で取り組むことにより経費を節減するというものです。

委員会は平成17年2月28日に第1回の会議を開催、8つの事項について議題とし、それぞれの事項について実態調査、アンケートを行い、第2回の小委員会において、その調査・アンケート結果をもとに協議を行いました。

今後は、事務の広域・共同化、一部事務組合、各種団体の整理・統合等について引き続き連携して取り組むことを確認しました。

Ⅲ 各小委員会における検討状況

1 権限移譲小委員会

(1) 権限移譲の推進について

① 権限移譲の推進に関する考え方について

多様化した住民ニーズに対応したきめ細かい行政サービスを提供していくため、住民に身近な行政機関である市町村の権限を充実し、市町村の自律性を高め、行財政能力を高めることが重要となっています。

また、地方の行財政を取り巻く環境が厳しい中で、県と市町村の役割分担の見直しを図るとともに、県・市町村を通じた行政の効率化を図る必要があります。

さらに、本県においては、条例による市町村への権限移譲が全国に比べ進んでいないという状況であることから、県から市町村への権限移譲を推進するこ

とで、地方分権の一層の推進を図っていく必要があり、今回は、その第一次計画として、平成18年4月に一定の事務の移譲しようとするものです。

② 今回の権限移譲推進について

今回の権限移譲にあたっては、市町村の規模・権能に応じ、一定の事務を一つのまとまりとして一括で移譲する（包括的に移譲する）こととし、同じ権能を有する市町村に対し、同じ事務を移譲することで、住民サービスの向上と行政の効率化を図るものです。

具体的には、住民サービスの向上、事務の効率化、市町村の機能強化が図られる事務として市町村に包括的に移譲するものを選定し、そのまとまりを「ステップアップパッケージ」とし、「中核市」、「一般市」、「町村」の三つのグループ毎に、各々の規模・機能に応じて、ステップアップパッケージのメニューを決定していくこととしました。

また、権限移譲を推進するにあたっては、住民の意見を反映させる必要があることから、平成17年4月にパブリックコメントを実施するとともに、業界団体に対してアンケートを実施し、これら民間からの意見を参考にしながら、権限移譲小委員会で移譲事務の選定等について協議を行いました。

(2) 権限移譲小委員会の組織構成について

各グループの構成は次のとおりとなっています。

○中核市グループ：県と和歌山市

○一般市グループ：県と和歌山市を除く6市と貴志川町（紀の川市代表）、
岩出町

○町村グループ：県と那賀郡を除く各郡町村代表（野上町、九度山町、
清水町、印南町、上富田町、那智勝浦町）

各グループの委員は、各団体内もしくは郡内他団体との意見集約・調整を行いながら、権限移譲小委員会の場で、移譲項目の選定に関する協議を進めてきました。

(3) 権限移譲小委員会における協議の経緯について

権限移譲小委員会における協議の具体的な経緯について、各グループに共通する総括的事項と、各グループ別の個別事項とに分けて以下のとおり報告しま

す。

① 総括的事項について

ア 権限移譲推進計画の策定について

権限移譲推進計画では「移譲事務の選定」とそれに対する「権限移譲に伴う県の支援策」が大きな柱となるため、権限移譲小委員会においてもこの点を中心に協議を行ってきました。

移譲事務の選定にあたっては、ステップアップパッケージとする事務の選定とステップアップパッケージ以外にも移譲を希望する事務について協議を行い、移譲にあたっての支援策に関しては、交付金や人的支援・物的支援などについて検討を行いました。

イ 権限移譲小委員会での協議の進め方について

これらの課題について、小委員会で効率的に議論していくため、あらかじめ、県で移譲対象と考える事務の一覧と、そのうちステップアップパッケージとするのが適当と考える事務の一覧、また、交付金の積算に関する資料などを市町村に提示を行いました。

各市町村においては、第1回小委員会までに、これらの事務を移譲することに対する意見や個別で移譲を希望する事務の有無、または交付金制度における意見等について検討し、第1回小委員会において、その検討状況を踏まえながら議論することとしました。

また、新たに交付金の対象とすべき事務の一覧や受付事務の特例条例への明記にかかる資料についても提示し、併せて検討を進めていくこととしました。

第1回小委員会においては、あらためて県から権限移譲推進計画の原案や交付金制度、またパブリックコメントや業界アンケートの実施など権限移譲推進計画策定に向けた今後の進め方について説明を行い、移譲事務や交付金等の支援策に対する市町村からの意見発表を交えながら、移譲に伴う問題点について協議を行いました。

第2回の委員会以降は、パブリックコメント等で提出された意見や全国の移譲状況等を踏まえつつ、それら問題点の解決策について県と市町村の協議・検討を重ね、各グループ別に、小委員会として移譲する事務を決定し、支援策等についても方向付けていくこととしました。

県から提示したステップアップパッケージの事務一覧は、下記のとおり全体で15法令の65項目です。

ステップアップパッケージメニュー一覧(第1回委員会提示分)

	移譲事務のメニュー			項目数	対象団体		
	根拠法令	主な根拠条文	事務の概要		中核市	一般市	町村
総務	地方自治法	第296条の5第2項他	財産区に関する事務	2項目	○	○	○
		第260条第1項他	字の区域等の変更に関する事務等	2項目	○	○	○
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の3	液化石油ガスの設備工事届の受理	1項目	○	○	○
環境	水道法	第32条他	専用水道に関する事務	2項目		○	○
		第34条第2項の2	簡易専用水道に関する事務	2項目		○	○
	興行場法	第2条	興業場の営業許可に関する事務	1項目		○	
	墓地、埋葬に関する法律	第10条	墓地、納骨堂等の経営許可事務	1項目			○
	和歌山県公害防止条例(騒音及び振動に係るものに限る。)	第24条他	特定施設、特定建設作業実施に係る届出等	17項目			○
商工	中小企業等協同組合法	第27条の2第1項	設立の認可等	16項目	○	○	○
	中小小売商業振興法	第4条第1項他	商店街整備計画等の承認	1項目	○	○	
農林	農地法	第4条、第5条	農地転用許可	1項目	○		
福祉	児童扶養手当法	第4条他	受給資格・手当額の認定等	3項目			○
	特別児童扶養手当法	第17条他	障害児福祉手当等支給事務	4項目			○
		第5条他	特別児童扶養手当認定事務	3項目	○	○	○
	医療法	第12条の2	地域医療支援病院の報告書受理	1項目	○		
	介護保険法	第48条第1項	介護老人福祉施設の指定業務	5項目	○		
県土	農住組合法	第9条他	組合の設立等の認可・検査等	1項目	○		
	屋外広告物法 和歌山県屋外広告物条例	法第7条第2項他 条例5条他	違反広告物の除却・保管 特定地域における許可申請等	2項目			○

これらの項目に関する各グループの協議の経過については、以下のとおりです。

② 中核市グループ

中核市への移譲事務については、介護保険法に基づく、介護老人福祉施設の指定に係る事務をはじめとした上記の9法令33項目のステップアップパッケージのメニューをもとに、最終的に移譲する事務を選定するため協議を行っていくこととしました。

第1回小委員会を平成17年3月22日に開催し、県から説明を行うとともに、市における検討状況を踏まえ、移譲事務と交付金などについて協議を行いました。

協議において、特別児童扶養手当に係る事務や介護保険法に係る事務、医療

法に係る事務などにおいて、今後検討を要する課題が判明したため、次回の委員会までに県事業担当課と調整を行い、市に提示を行い、次回委員会にて協議することとしました。

5月31日、これまでの検討内容を踏まえ、権限移譲するにあたっての問題点の整理と、県と市の見解、検討内容について協議を行い、実務面での調整が不可欠となることから、事業担当課による協議を今後進めていくこととしました。

7月、県から市に移譲にあたっての問題点の整理案を提示し、それに基づき8月から9月にかけて、事業担当課による検討・協議を行いました。

10月にこれらの検討結果を踏まえ、市で最終的な調整と意思決定がなされ、当初県から提示した項目以外にも、市からの要望や、併せて権限を移譲する方が行政の効率化が図れると考える事務を追加した結果、移譲事務は次のとおりとなりました。

地方自治法に基づく事務の2項目、液化石油ガス設備工事届に係る事務の2項目、介護保険法に基づく事務の9項目について、移譲事務とすることと決定しました。

③ 一般市グループ

一般市への移譲事務としては、水道法に基づく簡易専用水道に係る検査等の指導監督業務など前記の7法令30項目のステップアップパッケージのメニューをもとに、最終的に移譲する事務などについて協議を行いました。

第1回小委員会を平成17年3月1日に開催し、県・市の説明・意見発表を踏まえ移譲事務などについて協議を行ったところ、水道法に係る事務や特別児童扶養手当事務に係る事務などにおいて今後検討を要する課題が判明しました。

また、遊漁漁業適正化法に基づく事務のうち登録事務のみの移譲や農地転用許可事務の移譲の可否についての要望が提案されたので、これらについて、次回委員会までに県内部で調整を行い、その内容を各市に提示し、次回委員会において、その検討内容を踏まえ協議を行うこととしました。

5月25日、第2回小委員会を開催し、課題に係る検討内容を踏まえ協議を

行ったところ、地方自治法に基づく事務などについては移譲の方向で検討することとし、その他の事務の移譲については、今後引き続いて検討を行っていくこととしました。

10月26日、第3回小委員会を開催し、引き続き検討を要する事務について協議を行った結果、移譲する事務は、地方自治法に基づく事務、液化石油ガス設備届に関する事務の2法令の3項目とし、その他の事務については、今後引き続き検討していくこととしました。

④ 町村グループ

町村への移譲事務としては、前記の表のとおり、屋外広告物法及び和歌山県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務や違反広告物の除却事務など9法令55項目のステップアップパッケージの事務をもとに、最終的に移譲する事務等について協議していくこととしました。

第1回小委員会を平成17年3月1日に開催し、県・町村からの説明・意見発表を踏まえ移譲事務などについて協議を行ったところ、水道法、公害防止条例、特別児童扶養手当に係る事務などにおいて、今後検討を要する課題が判明しました。これらについては、次回委員会までに県内部での調整を行い、その内容を各町村に提示することとし、その検討結果を踏まえ、次回委員会で協議を行うこととしました。

5月25日、第2回小委員会を開催し、これまでの検討結果を踏まえ協議を行い、地方自治法に基づく事務などについては、移譲する方向で検討することとし、屋外広告物法・条例に基づく事務については、再度町村内部で検討することとなりました。その他の事務に関しては、課題について更に検討を要することから、引き続き検討することとしました。

10月26日、第3回小委員会を開催し、屋外広告物法・条例に基づく事務に関する検討結果を町村から発表するとともに、引き続き検討を要する事務について協議を行ったところ、屋外広告物法・条例に基づく事務を移譲することと決定し、その結果、地方自治法に基づく事務、液化石油ガス設備工事届に関する事務と合わせ、3法令4項目を移譲することとし、その他の事務は引き続き検討していくこととしました。

⑤ ステップアップパッケージの最終案について

権限移譲小委員会における検討の結果、以下の事務をステップアップパッケージとして移譲することと決定しました。

権 限 移 譲 事 務 一 覧 表

移 譲 事 務		中核市	一般市	町村	
地方自治法	第9条の5第1項他	新たに生じた土地の確認に係る告示等	○	○	○
	第260条第1項他	字の区域等の変更に係る告示等	○	○	○
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の3他	液化石油ガス設備工事届受理等	○	○	○
	第16条の2第2項、第83条第3項他	上記事務に係る報告徴収、立入検査等	○		
介護保険法	第48条第1項	介護老人福祉施設の指定	○		
	第41条第1項	居宅サービス事業者の指定(特別養護老人ホームかそれに併設して行う短期入所生活事業に限る。)	○		
	第53条第1項	介護予防サービス事業者の指定(特別養護老人ホームかそれに併設して行う介護予防短期入所生活事業に限る。)	○		
	第24条1項、第2項	上記事業に係る命令等	○		
	第89条他	上記事業に係る変更届の受理等	○		
	第90条第1項他	上記事業に係る報告、質問検査等	○		
	第91条の2他	上記事業に係る勧告、公表等	○		
	第92条他	上記事業に係る指定の取消し	○		
	第93条他	上記事業に係る指定等にかかる公示	○		
屋外広告物法 和歌山県屋外 広告物条例	法第7条第2項、 法第8条他 条例第5条他	(1) 違反広告物等の除却・保管等 (2) 広告物の表示等に関する許可等 (3) 広告物の表示等の変更許可等 (4) 許可等の取消し (5) 報告及び検査等			○

(4) 権限移譲推進計画の策定など今後の予定について

これらの権限移譲小委員会の検討結果を踏まえ、権限移譲推進計画を策定し、県議会12月定例会において「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」の改正議案を上程する予定としています。

また、移譲事務に関する県事業担当課から市町村担当課への説明会の開催もしくはマニュアルの提示など、円滑な事務移譲のための支援を行い、平成18年4月1日から権限の移譲を行う予定としています。

2 税収確保小委員会

(1) 滞納整理組合の設立に関する研究会

第1回研究会では、平成17年2月に実施したアンケートにおいて滞納整理組合の設立の要望が最も多かったことを踏まえ、先進県である茨城県、三重県及び平成18年4月の設立を目指している愛媛県等の徴収実績、業務内容、組織、財政・人的負担、予算等の詳細の状況、組合業務の年間スケジュール等についての検討を行い、今後の研究会の検討スケジュールを確認しました。

第2回研究会では、組合の引受対象税目に国民健康保険税及び国民健康保険料を含めてはどうかとの提案があり、次回研究会まで各ブロックで検討することとなった。また、組合への引継件数に関する調査をすることとし、事案の引継ぎに係る市町村での作業スケジュールを確認しました。

第3回研究会では、前回の研究会で検討事項とされていた国民健康保険税及び国民健康保険料を対象とすること、組合の性格、構成、処理業務等前回までの案で検討を進めることが決定され、また、三重地方税管理回収機構への視察を行い、その現状の報告を受け、規約（案）及び職員の派遣等について検討を行いました。

第4回研究会では、各市町村からの引継件数に関する調査結果をもとにした組合予算案、市町村負担金等について検討を行いました。

また、組合規約の各市町村議会議決スケジュール、負担金の納付、精算についても検討を行いました。

全市町村長に対して文書により参加意向を確認することとし、9月には、全市町村長の組合参加の意向を確認しました。

第5回研究会では、前回示された規約（案）の修正案が提示された他、歳入予算案に対する意見、組合の指定金融機関、収納代理金融機関及び電算システム等について検討を行いました。

この結果、組合の設立について次のとおり研究会としての意見がまとまりました。

名 称：和歌山地方税回収機構（仮称）

性 格：地方自治法に基づく一部事務組合

構成：全市町村（30市町村）

設立時期：平成18年4月1日

処理業務：①全市町村税、国民健康保険税（料）及び個人県民税の滞納整理
②滞納処分の停止、不納欠損処分の適否判定
③市町村職員に対する徴収業務に関する研修

滞納整理：財産調査、財産の差押、差押財産の公売・換価

対象税目：全市町村税、国民健康保険税（料）及び個人県民税

組織：役員として管理者、収入役、議員（7人）、監査委員（2人）、
公平委員（3人）

事務局：事務局長（総務課長兼務） 徴収課長 主査 主事
県から3名程度、市町村から7名
その他事務補助（アルバイト）3名

顧問：弁護士、国税OB、警察OB等

負担金：基礎負担割 市町村の人口規模に応じた負担
1,000千円～100千円
処理件数割 1件につき135千円
徴収実績割 設立3年目を目途に導入（今後検討）

組合の財政規模：約1億5千万円程度

引受件数：約800件

現在、各市町村において、事案の移管に係る選定作業を行っており、今後、移管予告通知書の発付、ヒアリング書類の作成等、スムーズな組合への引継ぎを行えるよう、詳細を検討します。

また、電算システムの開発については、滞納整理システム開発業者選定委員会において開発業者の選定を行い、システム開発の詳細については、滞納整理組合設立準備室で検討を行います。

その他、組合の条例・規則等の整備、組合の会計処理、設立までの広報計画等について、検討を行っていきます。

(2) 県・市町村の税収確保に向けた共同事業の実施に関する研究会

第1回研究会では、共同事業の実施の趣旨、企画立案及び基本的考え方が示され、電話加入権、不動産の合同公売の実施、合同滞納整理月間の設定など10事業の共同事業が提案されました。

提案のあった10事業について、市町村に対し実施可能性についてのアンケートを行うこととしました。

第2回研究会では、アンケート結果に基づき、各事業ごとの実施可能性を検証しました。

第3回研究会では、実施可能な事業を絞りこみ、実施に向けた要領についての協議が行われました。

12月を「市町村・県合同の滞納整理強化月間」とすることが確認され、各市町村は、実施可能な範囲で取り組むこととしました。

事業実施に向けた市町村の最終的な参加意向をとりまとめ、広く広報していくこととしました。

事業実施の概略については、次のとおりです。

① 平成17年12月を「市町村・県合同滞納整理強化月間」とし、次の共同事業を行う。

② 各種共同事業

県内各自治体は、各々の実情に即し、次の共同事業を適宜実施する。

ア 休日・夜間納税窓口の開設

統一日程として次のとおり定めるが、これにより難しい事情がある場合は、他の日時や複数日で実施して差し支えない。

・夜間納税窓口 平成17年12月22日(木) ~ 20:00

・休日納税窓口 平成17年12月18日(日) 9:00~17:00

イ 差押処分の強化

・同月を「差押強化月間」と位置づけ、差押処分の強化も図り、毅然とした滞納整理を積極的に行う。

ウ 電話加入権の合同公売

日 時：平成17年11月30日(水) 13:45~

※平成17年7月26日(火)に実施した第1回電話加入権公売を7市

町が見学した。

エ 不動産の合同公売

公売公告日 平成17年12月12日(月)

公売日 平成18年2月7日(火)

※平成17年8月19日(金)不動産公売に係る第1回担当者会議を実施した。

平成17年11月24日(木)不動産公売に係る第2回担当者会議を実施予定である。

オ 個人住民税の共同催告

カ 個人住民税の共同徴収

キ 共同広報活動

- ・上記共同事業を行うこと、毅然とした徴収活動を共同で進めていくことなどを内容とし、広報紙、HP、報道機関のほか各種広報媒体を活用し広く住民に知らしめるため、広報活動を行う。

③ メーリングリストの運用開始

インターネットを活用し、PC上で他の市町村と情報交換できるように、メーリングリストを立ち上げました。

今後は、平成18年5月に大規模小売店舗での出張納税窓口の開設に向けての詳細を検討することとしています。

(3) 法第48条適用及び徴税吏員の相互併任に関する研究会

第1回研究会では、地方税法第48条に基づく県による個人住民税直接徴収の制度の活用について、趣旨、制度の概要、実施要領(案)、他の都道府県での取組状況に関して、意見交換を行いました。

① 制度を活用しようとする趣旨

- ・県税及び市町村税収入の確保に繋がる。
- ・市町村における徴収活動強化の契機になる。
- ・県徴収職員のこれまでの徴収活動に対する反省と、これを機とした徴収意欲の向上が期待できる。

- ・全国的に既に取り組みを行っている。

② 実施予定スケジュール

- ・平成17年7～9月 引継事案の検討、市町村から県への引継ぎ
- ・平成17年10～3月 県による滞納整理の実施
- ・平成18年3月 県から市町村への引継ぎ（事案の返還）

第2回研究会においては、「法第48条適用」に関して、各ブロックでの協議結果の紹介等の後、意見交換を行いました。「徴税吏員の相互派遣」関係では、徴税吏員の併任制度の概要、タイプ別スキームの効果及び他の都道府県での取組事例の紹介を行いました。

法第48条による直接徴収に関するアンケート結果、県の引継目標、引継基準など直接徴収実施における留意事項及び徴税吏員の相互派遣関係については、次のとおりです。

① アンケート結果

- ・36市町村が「引継案件がある」と回答し、予定案件の総数は、概ね300件であるとの結果が得られた。
- ・住民税以外の税目の滞納がある場合でも「引継ぎが可能」又は「引継ぎが可能なものもある」と回答した市町村が36という結果が得られた。

② 県の引継目標

- ・平成17年度は、県全体で120件かつ1億円の引継ぎを目標とする。

③ 引継基準

- ・滞納額が高額で、換価が容易な財産を有する案件を優先的に引き受ける。
- ・滞納処分中、係争中、猶予中、執行停止中、誓約に従い分納中などの案件は原則として引き受けない。
- ・滞納整理期間は、原則として9月から翌年3月までとする。
- ・県からの文書催告に反応が無い者は、折衝を行わずに滞納処分をする方針とする。
- ・引継元市町村には、可能な限り事前の財産調査に協力を求める。

④ 徴税吏員の相互派遣について

- ・派遣形態は、相互派遣・一方派遣、長期・短期、勤務形態、給与その他の勤務条件等において種々のタイプがある。
- ・県、市町村ともに人員の問題があるが、今後、詳しく検討を進めていきたい。

その後の経過については、次のとおりです。

- ・平成17年7月7日（木）、県総務部総務管理局税務課長が「市町村の個人住民税を県が直接徴収」と題して記者会見を実施。
- ・7月～、引継ぎのための事前ヒアリングを開始。
- ・9月～、順調な県振興局では市町村からの引継ぎを完了し、滞納整理に着手。
- ・平成17年10月末現在の状況は下表のとおりである。

振興局名	引受実績		徴収金額(円)	収入率(%)	引継元市町村
	件数(人)	金額(円)			
海草	50	105,745,000	13,862,440	13.1	和歌山市、海南市、野上町、美里町
那賀	引継中			—	
伊都	引継中			—	
有田	12	2,669,400	1,071,700	40.1	広川町、吉備町、金屋町
日高	1	940,000	0	0.0	印南町
西牟婁	22	12,392,000	276,000	2.2	田辺市、白浜町、上富田町、日置川町、すさみ町
東牟婁	7	10,103,500	0	0.0	新宮市、那智勝浦町、串本町
計	92	131,849,900	15,210,140	11.5	全16市町

今後の課題としましては、徴税吏員の相互併任等について、今後、一層の検討を進めていく必要があると考えています。

3 コスト縮減等小委員会

(1) 各種団体の整理・統合

各種団体の整理・統合等見直しにつきましては、市町村の厳しい財政事情もあり、多くの意見・要望が寄せられた項目であります。

その内容につきましては、各団体それぞれに関して意見・要望は様々であり、「現状維持」という要望が多数を占めた団体もありましたが、一方では、「廃

止」、「統合」、「活動内容の見直し」といった見直し要望の多い団体もありました。

この見直し要望の多い団体に関しては、「負担金の縮減」についての要望が最も多く、そのほかに「廃止を含めて活動内容の見直しを検討してはどうか」、「類似団体との統合を検討するべきでは」といった要望・意見が出されています。

団体にはそれぞれ設立の経緯や事情等があると思われませんが、果たして社会情勢や住民ニーズの変化に団体の現在の活動内容等が十分対応できているのかどうか、負担金の額は適切な水準であるのかどうか、あるいは、現在では設置目的が薄れていたり、本来の目的に沿った活動内容が行われていないのでは、といったような団体の必要性が問われる団体もあるのではないかと考えられます。

そこで、まずは、各団体において自らが現在の社会情勢等に即した活動内容等を行っているのかどうか、見直しの必要はないのかどうかについて検討していただくことが重要だと思います。

今後は、各団体での見直しの検討をお願いすることと併せ、各市町村から寄せられた意見・要望を踏まえ、庁内外の関係機関とも連携をしながら、必要な見直しが図られるよう種々の対応を行っていくこととしました。

(2) 電算システムの共同化

電算システム共同化につきましては、コスト縮減等小委員会での議論を電子自治体推進協議会での議論として位置づけています。

現在、電子自治体推進協議会では、平成19年度運用を目標に電子申請届出システムの共同化の検討を行っているところです。(今年度はシステムの実証実験を実施、問題点の確認・報告書のまとめ、平成18年度はシステムの具体化、システム構築にかかる予算要求、契約手続き等を行う予定)

一方、共同化による財政効果が大きいといわれている財務・人事給与・文書管理・税などのバックオフィス系システムは、京都府などいくつかの団体で具体化しつつあるものの、共同化のために必要な事務手続き等の調整を行う必要があり、電子申請システムなどと比べるとシステム共同化は難しいといわれています。

ます。

今後の取り組みとしましては、特に今年度については、電子申請システム共同化を優先的に進めることとし、次の段階として、バックオフィス系のシステム共同化などにも取り組めるよう他府県の動向や導入方法を研究しつつ、電子自治体推進協議会において、次期のホストコンピューターの更新時期などを考慮しながら検討を進めていきます。

(3) 一部事務組合の統合等

本県では、市町村数に対する一部事務組合数の割合が全国2位と高く、一部事務組合の行革推進と整理統合の推進により、行政コストの縮減効果が大きいと考えられることから、この委員会において、行革推進と整理統合に対する取組について協議・検討を行ってきました。

第1回コスト縮減等小委員会において、事務局から一部事務組合の行革推進のための取組を検討する上での参考として、「予算査定等の体制」等の観点におけるチェック項目の提示を行うとともに、行革推進の取組事例として、海草郡、那賀郡、有田郡の状況について報告を行い、これらを踏まえ意見交換を行いました。

第2回小委員会において、各委員から各市郡における一部事務組合の行革推進の取組方針と整理統合に向けた取組方針について報告を行ったところです。

行革推進の取組方針については、財政担当課による予算の共同査定を行う予定としている団体は一部でありましたが、事業担当課への説明の機会を設ける等、ほとんどの団体において予算査定におけるチェックを強化していく方針であるという内容でありました。

一方、一部事務組合の統合については、各団体とも具体的な検討にまで及んでいない状況であります。

今後とも、各市町村において一部事務組合の行革に向けた取組を一層推進するとともに、一部事務組合の整理・統合についても、構成団体が同じ組合間での統合や関連する分野を業務とする組合間での統合などについて、引き続き検討していくこととしました。

(4) 統合補助金

県単独補助金の統合については、零細補助金や、市町村にとって使いにくい補助金を見直して、効果的で市町村の自立を図るものに見直していくことを目的としています。

市町村が県の補助金について、どのような意見をもっているのかを調査しましたところ、1番多かった意見は補助の拡充を求める意見で、2番目に補助の存続を求める意見、3番目が申請手続きの簡素化を求める意見でした。

全体としては、意見数127件のうち補助の拡充・存続に関する意見が50件と4割を占めており、来年度からの補助金の統合についてはもう少し検討が必要と考えています。

今回、このように県の実施している単独の補助金について、市町村の意見を聞くというのは初めての試みであり、多くの貴重な意見が寄せられており、今後県の補助金に反映していきたいと考えています。

(5) 事務の広域化・共同化

① 介護保険の共同化

ア 介護保険財政の共同化

介護保険財政については、現在、県内で共同化を行っている市町村はありませんが、共同化は大変財政効果が大きいと考えられています。各市町村の意見の総論としては、将来的には共同化すべきであると考えている市町村が約3分の2を占める結果となっております。この結果は、保険財政の共同化による財政基盤の安定化、人件費・事務費の効率化、保険料の均一化等の大きなメリットを考慮してのことであると思われます。

一方で、介護保険の共同化にあたっては、各市町村からいくつかの課題が示されており、その主なものは次のとおりです。

- ・保険料を統一することになるので、保険料が増額となる地域の合意形成が困難である。

- ・地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かいサービスや特色ある事業の展開が困難になる。

- ・システム統合のため、国・県による財政支援措置が必要である。

これらの課題の解決には、相当の時間と労力が必要と考えられるため、今後は、国・他府県の動向、市町村の財政状況、共同化への気運の盛り上がりなどを見ながら、適切な時期に再度検討すべきものと考えています。

イ 介護保険における認定事務の共同化

介護認定事務の共同化につきましては、全国・県内でも多くの市町村が共同化を行っております。このことは、認定の公平化、人件費・事務費・審査会の委員選任等についての効率化など共同化のメリットの考慮と、共同化が比較的容易に可能であるということの結果ではないかと考えております。現在、県内で共同化を行っていないのは12市町村ですが、このうち市及び合併（予定含む）町村以外での単独町村は、東牟婁郡と西牟婁郡管内のみという状況になります。

今後は、特に東牟婁郡と西牟婁郡管内の単独町村について、該当町村の意向を踏まえた上で、県の介護保険担当課を交え、共同化の推進に向けた検討を進めていくことを考えています。

② 公平委員会の広域化・共同化

公平委員会の共同設置に関するアンケート調査を実施したところ、「県を単位とする共同化」と「郡若しくは郡市（振興局管轄区域）を単位とする共同化」を希望する両意見が提出され次のような結果になりました。

- ・共同設置を「希望」又は「望ましい」との回答は11団体（28.2%）、
- ・「望まない」との回答は4団体（10.3%）
- ・県単位での設置希望は2団体

集計結果に基づき、郡若しくは郡市を単位とした共同化の可能性のある海南市・海草郡、有田市・有田郡ブロックを中心として、共同化の意向・可能性をブロック単位で検討いただくよう通知をしました。

そして、第2回コスト縮減等小委員会において、検討結果を各委員から発言いただいたところです。

- ・海南市・海草郡ブロックにおいては、海南市が共同化を検討しており、海草郡は一部事務組合を加入させた後に市との共同化を希望。

・有田市・有田郡ブロックにおいては、有田市は公平委員会の事務に職員の苦情処理が加わったことなどを踏まえ単独設置の意見も庁内にあることから未定、有田郡については郡単位での設置を検討。
上記の意見を踏まえ、今後も引き続き共同設置の検討を行うこととしました。

(6) ミニ市場公募債

ミニ市場公募債の発行については、政府資金が減って民間資金が増えることが予想されること、今後低金利自体が終わり金利の上昇が予想されることなどから、将来的な安定資金の確保には市場を通じた幅広い資金調達が欠かせなくなることから、県と共同発行すれば民間資金の資金調達の方法が習得できると考え議題としたものです。

県との共同発行の意向確認をしましたところ本年度については、希望する市町村がありませんでした。しかし来年度からの導入については、関心があるという市町村が約20市町村ありましたので、あらためて後日意向を確認し要望があれば具体的な調整を図ってまいります。

(7) アドプト

現在県や市町村が行っている道路や河川の整備・美化活動の中で、住民の協力があれば今まで必要であった経費を削減でき、コスト縮減につながります。

その中で、行政と地域住民・企業との間で協定を締結し、道路や河川を管理していくのがアドプト制度です。

アドプトをテーマとして取り上げた趣旨は、行政だけでは地域で対応できないという限界が見えてきており、今後行政はNPOや地元自治会、企業と協働していくことが必要であり、連携方策の先鞭をつける意味合いとして取り上げたものです。

県内の市町村の実施状況は、既に6市町が同様の住民ボランティア活動を実施しており、今後検討を予定しているのが24市町村ありました。

県においても現在アドプトの実施方法について検討しているところであり、今後実施を予定している市町村との協調を図ってまいります。

(8) 会議、ヒアリング、調査・照会の統合

市町村を対象とした会議、ヒアリング、調査・照会については、頻回に開催され行われているが、コスト縮減の観点から市町村の意見で統合・縮減等を図っていくということでアンケート調査を実施しました。

アンケートは、市町村課関係の会議、ヒアリング、調査照会等に対して、「存続」「統合」「文書化」「廃止」のいずれかを選択し、その結果をもとに見直しを行ったものです。これは市町村が県のことを評価し、それによって県の業務を改善していくという発想からであり、この連携会議の趣旨でもあります。

アンケートの結果、要望が多かった4つの会議について文書化に変え、2つの会議について同一日の開催とし、ヒアリング、調査・照会についても要望が多かった項目について統合を行ったところです。

また、コスト縮減の観点から市町村課所管に係る業務については、積極的にメール化を進めているところです。

これまでは、市町村課のみでこれらのスリム化を行ってきましたが、今後は県庁内にも拡大し、県・市町村間の業務においてスリム化を図っていきたいと考えています。

資 料

和歌山県・市町村連携会議規約

(目的)

第1条 国と地方の関係は、分権一括法、三位一体改革により、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、自律的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として、「和歌山県・市町村連携会議」(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、県と市町村が協力し、行財政面で連携を図り、行財政の効率化・健全化に資するテーマについて、具体的な検討を行うこととする。

(組織)

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 和歌山県内市町村の助役
- (2) 和歌山県市長会事務局長及び和歌山県町村会事務局長
- (3) 和歌山県総務部長、関係部長、各振興局長

(会議)

第4条 連携会議は、構成員の発意により招集し、開催する。

2 連携会議は、そのテーマごとに次の各号に掲げる小委員会を設置し、具体的な検討を行うこととする。

- (1) 権限移譲
- (2) 税収確保
- (3) コスト縮減等

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、和歌山県総務部総務管理局市町村課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は各構成員が協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

和歌山県・市町村連携会議表彰規約

平成17年 2月 1日 承認

(趣旨)

第1 三位一体改革や地方分権が進む中、各市町村における、行政、財政、税政の積極的な改革の取組みを評価し、また、促進するため和歌山県・市町村連携会議表彰（以下「表彰」という。）を設けるものとする。

(表彰権者)

第2 表彰は、和歌山県・市町村連携会議（以下「連携会議」という。）の総意によって行う。

(表彰の基準)

第3 連携会議の検討課題について、顕著な功績を上げ、他の模範になる取組みを行った市町村又は課室等に与えるものとする。

(表彰の方法)

第4 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第5 表彰は、随時行うものとする。

(被表彰団体等の決定)

第6 被表彰団体については、各小委員会において審議し、構成団体の総意をもって決定する。

(補則)

第7 この規約に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、連携会議の議決を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、連携会議の承認があった日から施行する。

各小委員会等構成員名簿

権限移譲小委員会

平成17年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市町村	和歌山市	企画課	課長 内原久夫
	海南市	総務課	課長 土井 博
	橋本市	企画経営室	室長 森川 嘉久
	有田市	総務課	課長 堀島 英比呂
	御坊市	総務課	課長 横島 敏一
	田辺市	総務課	課長 小川 鏡
	新宮市	総務課	課長 丸山 修一
	倉志川町	参事	田村 武
	岩出町	総務課	課長 佐伯 繁樹
	野上町	総務課	課長 小川 裕康
	九度山町	総務課	課長 木瀬 雅昭
	清水町	総務課	課長 安井 賢
	印南町	参事	中垣 光弘
	上富田町	総務政策課	課長 平見 信次
	那智勝浦町	参事	田中 俊男

税収確保小委員会

平成17年3月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名	
市町村	和歌山市	納税課	課長 白井 健志	
	海南市	税務課	課長 池田 尉司	
	橋本市	税務課	課長 新内 康夫	
	有田市	税務課	課長 山崎 悟	
	御坊市	税務課	課長 松村 慎一	
	田辺市	税務課	課長 大門 義昭	
	新宮市	税務課	企画員 西 宣行	
	野上町	税務課	課長 基田 安男	
	打田町	税務課	課長 中川 敏幸	
	かつらぎ町	税務課	課長 東畑 久俊	
	広川町	税務課	課長 平井 忠明	
	日高町	税務課	課長 橋山 謙	
	すさみ町	総務課	副課長 西畑 匡志	
	那智勝浦町	税務課	課長 亀井 徹	
	県	海草振興局	納税課	総括主任 平松 伸之
			地域行政課	主査 山東 美代
		那賀振興局	税務課	課長 中井 康二
		地域行政課	主事 竹内 英里	
伊都振興局		税務課	課長 入谷 和也	
		地域行政課	主事 藤井 利隆	
有田振興局		税務課	課長 平岡 一高	
		地域行政課	主事 太田 年栄	
日高振興局		税務課	課長 三浦 源吾	
		地域行政課	副主査 石田 定夫	
西牟婁振興局	税務課	総括主任 榎本 健夫		
	地域行政課	総括主任 生駒 健夫		
東牟婁振興局	税務課	課長 久保田 清之		
	地域行政課	総括主任 出崎 美晴		
県税務課	企画納税班	班長 山本 陽一		
	企画納税班	主査 烏羽 真司		

滞納整理組合の設立に関する研究会

平成17年4月28日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名	
市町村	和歌山市	納税課	副課長 松下 和平	
	野上町	税務課	主幹 平松 泰清	
	岩出町	税務課	課長 早田 利彦	
	那賀町	税務課	課長 土橋 ひさこ	
	かつらぎ町	税務課	課長 東畑 久俊	
	有田市	税務課	課長 山崎 哲一	
	湯浅町	税務課	課長 岡田 和男	
	由良町	税務課	参事(税務課長) 内芝 善明	
	田辺市	税務課	課長 大門 義昭	
	上富田町	税務課	課長 大西 康生	
	新宮市	税務課	課長補佐 南 喜美朗	
	県	海草振興局	納税課	総括主任 村上 禎紀
		日高振興局	税務課	課長 三浦 源吾
西牟婁振興局		税務課	総括主任 佐向 弘充	

県・市町村の税収確保に向けた共同事業の実施に関する研究会

平成17年4月28日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名	
市町村	和歌山市	納税課	班長 南 秀紀	
	和歌山市	納税課	企画員 北山 英之	
	粉河町	税務課	課長補佐 佐野 匡	
	栴山町	税務課	課長 永田 博敏	
	橋本市	税務課	課長 池田 清次	
	吉備町	税務課	課長 生駒 英夫	
	印南町	税務課	課長 太田 正美	
	白浜町	税務課	課長 谷地 茂一郎	
	那智勝浦町	税務課	副課長 中村 政裕	
	県	海草振興局	納税課	総括主任 村上 禎紀
		有田振興局	税務課	課長 平岡 一高
		日高振興局	税務課	課長 三浦 源吾
		西牟婁振興局	税務課	主査 芝崎 充伸

法第48条適用及び徴税吏員の相互併任に関する研究会

平成17年4月28日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名	
市町村	海南市	税務課	課長補佐 谷 勝美	
	倉志川町	税務課	課長 栗 秀明	
	岩出町	税務課	主幹 藤田 茂和	
	九度山町	税務課	課長 西峰 清澄	
	広川町	税務課	課長 小畑 啓造	
	御坊市	税務課	企画員 阪本 興平	
	すさみ町	総務課	副課長 西畑 匡志	
	日置川町	税務課	課長 浦 一和 大	
	串本町	税務課	主査 和田 功	
	県	海草振興局	納税課	総括主任 村上 禎紀
		那賀振興局	税務課	課長 中井 康二
		伊都振興局	税務課	課長 入谷 和也
		東牟婁振興局	税務課	課長 久保田 清之

コスト縮減等小委員会

平成17年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市町村	和歌山市	行政経営課	課長 上島 勲
	海南市	政策調整部	参事 藤原 憲治
	岩出町	総務課	課長補佐 藤平 光夫
	橋本市	財政課	課長 北山 茂樹
	有田市	総務部	参事 樽本 治
	御坊市	財政課	課長 藤本 順英
	田辺市	政策調整課	課長 室井 利之
	新宮市	財政課	課長 小山 善行
	美星町	参事	三宅 敏和
	栴山町	総務課	課長 竹中 俊和
	高野町	企画課	課長 今井 俊彦
	吉備町	総務課	課長 須佐 見政人
	みなべ町	参事	井川 憲行
	白浜町	理事	中田 寛人
	古座川町	財政課	課長 坂本 宗久

会議開催経過

【連携会議】

	日 時	場 所
発足準備会	平成17年1月17日	和歌山県自治会館
連携会議設置	平成17年2月 1日	

【権限移譲小委員会】

	日 時	場 所
第1回小委員会(一般市・町村)	平成17年 3月 1日	和歌山県民文化会館
第1回小委員会(中核市)	平成17年 3月22日	県庁
第2回小委員会(一般市・町村)	平成17年 5月25日	和歌山県自治会館
第3回小委員会(一般市・町村)	平成17年10月26日	和歌山県民文化会館

※中核市グループは第1回委員会以降、個別協議で対応。

【税収確保小委員会】

	日 時	場 所
第1回研究会	平成17年 3月 1日	和歌山県民文化会館

○滞納整理組合の設立に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成17年 5月16日	和歌山県民文化会館
第2回研究会	平成17年 6月10日	和歌山県民文化会館
第3回研究会	平成17年 7月 7日	和歌山県民文化会館
第4回研究会	平成17年 8月 9日	和歌山県民文化会館
第5回研究会	平成17年 9月 7日	和歌山県民文化会館

○県・市町村の税収確保に向けた共同事業の実施に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成17年 5月16日	和歌山県自治会館
第2回研究会	平成17年 6月10日	和歌山県民文化会館
第3回研究会	平成17年 9月 7日	和歌山県民文化会館

○法第48条適用及び徴税吏員の相互併任に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成17年 5月13日	和歌山県自治会館
第2回研究会	平成17年 6月10日	和歌山県民文化会館

【コスト縮減等小委員会】

	日 時	場 所
第1回小委員会	平成17年 2月28日	和歌山県自治会館
第2回小委員会	平成17年10月24日	和歌山県自治会館